*社会福祉法人千年会*

# 理事・監事及び評議員の報酬支給基準

（目的）

第１条　この基準は、社会福祉法人千年会理事、監事及び評議員の報酬支給基準を定めることを目的とする。

（基準）

第２条　社会福祉法人千年会定款第８条及び第２１条の規定により、理事、監事及び評議員の報酬はこれを支弁しない。

附則

この基準は、平成２９年４月１日から適用するものとする。